

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ブッキングリゾート			コード	324A		
提出日	2025/2/21		異動(予定)日	2025/2/21			
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う届出のため						
<input checked="" type="checkbox"/>	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）						

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	井出 久美	社外取締役	○													○	指定	有
2	清水 奈津	社外取締役	○													○	指定	有
3	阪中 達彦	社外監査役	○											△			指定	有
4	西村 敦彦	社外監査役	○													○	指定	有
5	梅津 政記	社外監査役	○													○	指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当無し	公認会計士としての専門的な知識を有しており、監査法人退所後も、上場企業における社外取締役及び監査等委員に就任され、経営管理体制の整備・運用について豊富な知識を有しております。当社経営全般に関する意見及び取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言が期待できることから、社外取締役として適任であるものと判断し、選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当無し	公認会計士・税理士としての豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する専門的な知識から、客観的な目線で経営の監督及びチェック機能を期待できることから、社外取締役として適任であるものと判断し、選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	阪中達彦氏は、2022年7月から2022年12月、当社社外監査役就任まで当社と顧問契約を締結していましたが、契約期間は短く、顧問料は月額5万円と僅少であります。また、それ以外に当社との間に利害関係はなく、独立性に問題はないと判断しております。	弁護士としての豊富な経験、専門的な知識と幅広い見識を有しており、当社監査に反映して頂くことが期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当無し	公認会計士としての財務及び会計に関する専門的な知識や、監査に関する豊富な経験を有しております。当社監査に反映して頂くことが期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当無し	中小企業診断士としての豊富な経験と知識を有しております、営業活動や市場分析、組織マネジメントに関する相当程度の知識を有しております。当社監査に反映して頂くことが期待できることから、社外監査役として適任であると判断し、選任しております。また、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の確保にあたっての判断基準に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

該当無し

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(※g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。